

- 計画策定の趣旨 全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる山形県の実現を目指す。
- 計画の位置づけ
 - ・ 子ども基本法に基づく**子ども計画**
 - ・ 子ども・若者育成支援推進法に基づく**子ども・若者計画**
 - ・ こどもの貧困解消に向けた対策推進法に基づく**子どもの貧困対策推進計画**
 - ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく**行動計画**
 - ・ 子ども・子育て支援法に基づく**子ども・子育て支援事業支援計画**
 - ・ 母子父子寡婦福祉法に基づく**ひとり親家庭等自立促進計画**
 - ・ 成育基本法に基づく**母子保健を含む成育医療等に関する計画**
 - ・ 県子育て基本条例に基づく**子育て支援・少子化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画**
 - ・ 県青少年健全育成条例に基づく**青少年の健全な育成に関する基本計画**
- 計画期間 令和7年度から11年度までの5年間

- ①「やまがた子育て応援プラン」
- ②「山形県子ども・若者ビジョン」
- ③「山形県子どもの貧困対策推進計画」
- ④「山形県ひとり親家庭自立促進計画」
- ⑤「成育医療等に関する計画」（新規策定）

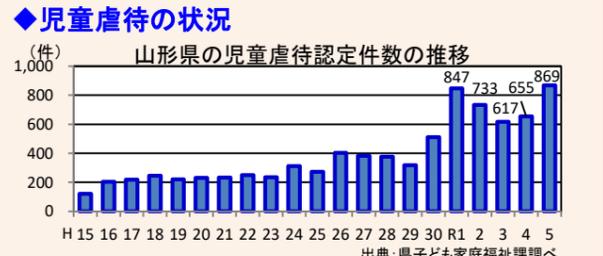
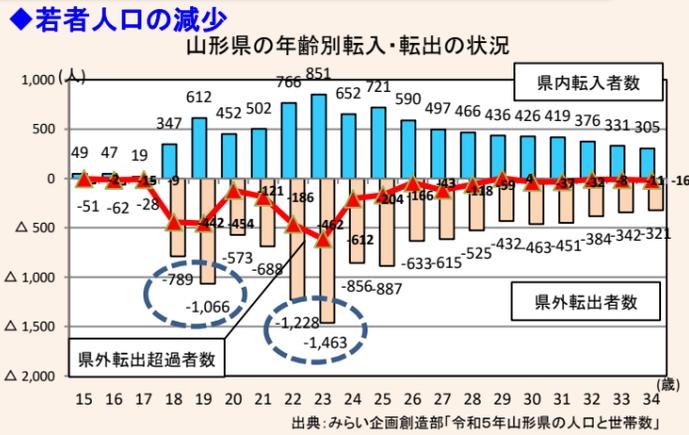
統合

山形県子ども計画（仮称）

国の動き

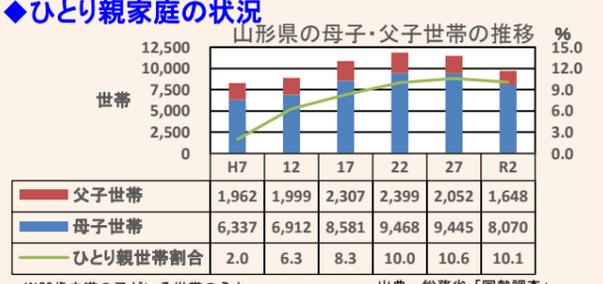
- ・ 子ども政策を強力に推進していくための司令塔となる「**子ども家庭庁**」を設置（令和5年4月）
- ・ 子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法律「**子ども基本法**」が施行（令和5年4月）
- ・ 子ども政策の基本的方針を定めた「**子ども大綱**」及び少子化対策を具体化した「**子ども未来戦略**」を策定（令和5年12月）

子ども・若者、子育て当事者を取り巻く現状と課題



児童虐待認定件数は、増加傾向にあり、令和元年度以降は年間600件超の高い水準で推移

➢ 虐待に至る前の段階で適切に支援し、育児の孤立化を防ぐとともに、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応が必要



※20歳未満の子がいる世帯のうちひとり親世帯の占める割合

	常用雇用者		平均年間収入
	山形県 (R元)	全国 (R3)	全国 (R2)
母子家庭	61.6%	48.8%	373万円
父子家庭	71.3%	69.9%	606万円
児童のいる世帯(全世帯)			813.5万円

出典：山形県「令和元年度山形県ひとり親家庭実態調査」
厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」「令和3年度国民生活基礎調査」

児童のいる世帯のうちひとり親世帯の占める割合は1割超特に、母子家庭は、常用雇用者の割合が約6割にとどまり、平均年間収入も父子家庭の約6割と著しく低い

➢ ひとり親家庭が自立して安定した生活をし、子どもが幸せに育ち、自立できるよう、相談しやすい環境づくりや安定した就労に向けた支援を充実していくことが必要

◆子どもの貧困の状況

	H30年度	R5年度
子どもの貧困率	16.0%	6.9%
貧困世帯の暮らしの状況(生活が苦しい)	70.8%	75.0%

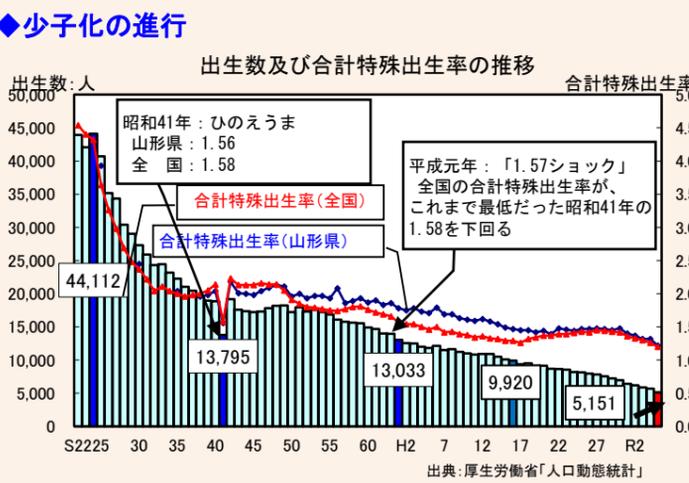
出典：しあわせ子育て応援部「山形県子どもの生活実態調査」

貧困率は減少しているものの、生活が苦しいと感じている貧困世帯は増加

➢ 貧困問題を家庭のみの責任にせず、社会全体の問題としてとらえ、教育支援、就労支援、経済支援を展開していくことが必要

進学と就職のタイミングで転出者が多くなっている。

➢ 若者が希望を持って本県で学び、働き、暮らすことができるよう、若者の志向に応じた県内就職の選択肢を増やしていくとともに、それら情報や本県の暮らしの魅力を効果的に届けていくことが必要



◆未婚化・晩婚化の進行

生涯未婚率：男性26.2%、女性13.5% (R2) ▶ 上昇傾向
平均初婚年齢：夫31.0歳、妻29.5歳 (R5) ▶ 上昇傾向

◆子どもを持つことに対する県民意識

理想とする子どもの数(平均)	持つつもりの子どもの数(平均)
2.39人	2.08人

出典：みらい企画創造部「令和4年度県政アンケート調査」

理由：「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」(35.1%)

➢ 結婚や子育てに明るい将来展望を描くことができるよう、若い世代の結婚観・家庭観の醸成を図りつつ、結婚・子育ての負担を軽減し、結婚・子育ての希望の実現に向けた切れ目のない施策を展開していくことが必要

重視する視点

- (1) 子どもを権利の主体として認識し、個性を尊重し、意見を施策に反映（こどもの視点を明確化）
～山形の子どもが、誰一人取り残されず幸せに成長できるように～ ※山形県子育て基本条例の改正により、理念を明文化
- (2) 若者の希望を強力に応援
～山形の若者が、山形で希望を持ちながら暮らし続けられるように～
- (3) 切れ目のない支援により笑顔で子育てできる環境を整備
～ライフステージに応じた多様な支援により、安心して子育てができるように～
- (4) 地域みんなが子どもと子育て家庭に温かい社会を実現
～社会全体が自分たちを応援してくれていると感じられるように～



施策の推進方向

子ども・若者

こどもの頃から郷土への愛着を持ち、個人として尊重され、安心して暮らすことができる環境づくり

若者が郷土で生きることにより夢や希望を持ち、自身の力を十分に発揮できる環境づくり

子育て当事者・家庭

子どもを持つことを希望する者が安心して妊娠・出産し、子育てに伴う喜びを実感しながら子育てできる環境づくり

生まれ育った環境によってこどもの未来が左右されず、親子が幸せに成長できる環境づくり

地域社会

子育ての喜びを共有しながら県民総ぐるみで若い世代を応援する環境づくり

施策展開

	①	②	③	④	⑤
	子育て	若者	貧困	ひとり	成育
1 やまがた愛を持ち 健やかに成長するために					
(1) 子ども・若者の意見・権利の尊重	●	●	●	●	●
(2) 郷土への愛着と誇りの涵養	●	●			
(3) 子ども・若者の自立に向けた支援	●	●			
(4) 安心して過ごせるこどもの居場所づくり	●	●	●	●	
2 若者が山形で夢と希望を叶えるために					
(1) 若者の所得向上	●	●			
(2) 若者の活躍促進	●	●			
(3) 家族観の醸成	●	●			
(4) 結婚支援の推進	●	●			
(5) 若い世代の移住・定住促進	●	●			
3 安心して山形で子どもを産み育てるために					
(1) 妊娠・出産の希望実現	●				●
(2) 妊娠前から妊娠期、出産・子育て期までの切れ目のない支援	●				●
(3) 多様な保育サービスの充実	●				
(4) 子育てや教育に係る経済的負担の軽減	●				
4 困難を有する子ども・若者とその家族が未来を切り拓くために					
(1) こどもの貧困対策の推進	●		●		
(2) ひとり親家庭への支援	●			●	
(3) 子どもへの虐待防止	●				●
(4) 社会的養護等を必要とする子どもへの支援	●				
(5) 社会生活に困難を有する子ども・若者とその家族への支援	●	●			
5 子ども・若者、子育て当事者に温かい社会づくりのために					
(1) 共働き・共育での支援	●				
(2) 女性の就労促進・就労継続・活躍支援	●				
(3) 地域で支える子育て支援の充実	●	●			
(4) 学校・地域・家庭の連携による教育の展開	●	●			
(5) 子ども・若者、子育て当事者が安心・安全に生活できる環境づくり	●	●			

基本目標

山形で暮らす全ての子ども・若者、子育て当事者が将来にわたって幸せな生活を送ることができる
「**子どもが笑顔の山形県、子育てするなら山形県**」の実現